



発行 新潟県

第34号

平成29年5月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 584 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 585 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 586 保安林の指定（治山課）
- 587 保安林の指定（治山課）
- 588 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 589 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 590 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 591 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 592 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 593 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 594 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 595 公共測量の実施通知（監理課）
- 596 公共測量の終了通知（監理課）
- 597 公共測量の終了通知（監理課）
- 598 道路の区域変更（道路管理課）
- 599 道路の供用開始（道路管理課）
- 600 道路の区域変更（道路管理課）
- 601 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 一般競争入札の実施（港湾振興課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局公告

- 新潟県立病院未収金回収業務に係る公募型プロポーザル提案者の募集（病院局総務課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

監査委員公表

- 住民監査請求に係る監査結果公表（監査委員事務局）

公安委員会告示

- 52 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第584号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、田上町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月5日(月)	午前10時から正午まで	田上町役場公用車庫棟	田上町全域
6月6日(火)	午後1時から3時30分まで		
6月7日から平成30年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、平成30年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第585号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、小千谷市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月9日(金)	午前10時から正午まで	東小千谷体育センター	小千谷市全域
6月12日(月)	午後1時から3時30分まで	小千谷市片貝総合センター	
6月13日(火)		小千谷市総合体育館	
6月14日(水)			
6月15日(木)			
6月16日(金)			
6月19日から平成30年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、平成30年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年5月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市牧区宇津俣字湯ワキ1512の4、1527の1、1527の2、1527の5から1527の19まで、1527の甲、1527の乙辰の2、1527の乙戌、1528、1530、1531の1、1531の甲子、1532、1533、1534の1、1534の2、1535、

1537から1541まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年5月2日

新潟県知事 米山 隆一

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区宇津俣字湯ワキ1451の2、1451の子、1451の丑、1455、1455の子、1456、1457の1、1457の2、1458の1から1458の3まで、1459の1、1461の1、1461の2、1462の3、1464、1466、1485の1、1485の2、1485の子から1485の寅まで、1485の辰、1486、1487の1、1487の2、1488の1、1488の3から1488の6まで、1490から1497まで、1499から1505まで、1506の1から1506の4まで、1507から1509まで、1510の1、1511、1512の2、1512の3、1512の8、1512の丑、1513

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南蒲原郡田上町の田上郷土地改良区の定款の変更を平成29年4月20日認可した。

平成29年5月2日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市中之島土地改良区の定款の変更を平成29年4月20日認可した。

平成29年5月2日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼郡湯沢町の湯沢町土地改良区の定款の変更を平成29年4月20日認可した。

平成29年5月2日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の小布勢土地改良区の定款の変更を平成29年4月24日認可した。

平成29年5月2日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項（第84条において準用する同法第48条第9項により準用する同法第8条第1項、第95条第3項において準用する同法第8条第1項、第95条の2第3項において読み替えて準用する同法第8条第1項）の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成29年5月8日から平成29年6月2日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月2日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
胎内市 築地土地改良区	築地土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業（変更）計画書の写し 定款の写し	胎内市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市及び燕市の一部を受益地域とする県営羽黒地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月2日

新潟県新潟地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年5月8日から平成29年6月2日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所
燕市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第594号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する第52条第1項の規定により、糸魚川市から申請のあった換地計画について、同法第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成29年5月8日から平成29年6月2日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月2日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名(換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
糸魚川市	高倉(全換地区)	区画整理事業(地すべり災害復旧)	換地計画書の写し	糸魚川市役所及び糸魚川市役所能生事務所

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第595号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(上越地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）中江北部第2地区「2次」確定測量）
- 2 作業期間 平成29年4月28日から平成29年12月21日まで
- 3 作業地域 上越市大字荒屋ほか地内

◎新潟県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、湯沢町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 平成28年9月11日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 湯沢町

◎新潟県告示第597号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、燕市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（情委（業運）第28-13号 燕市全域航空写真撮影業務委託）
- 2 作業期間 平成28年6月30日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 燕市全域

◎新潟県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横畑高田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字中ノ俣字峠1318番1から	新	3.4～35.5メートル	328.4メートル
同市大字中ノ俣字小坂郷1103番1まで	旧	3.1～12.2メートル	338.0メートル

◎新潟県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 横畑高田線
- 2 供用開始の区間
上越市大字中ノ俣字峠1318番1から同市大字中ノ俣字小坂郷1103番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年5月2日

◎新潟県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坊金虫川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市浦川原区虫川字鳥越1458番1から	新	6.3～24.0メートル	108.5メートル
同市浦川原区虫川字鳥越1492番まで	旧	6.2～19.4メートル	108.5メートル

◎新潟県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 坊金虫川線
- 2 供用開始の区間
上越市浦川原区虫川字鳥越1458番1から同市浦川原区虫川字鳥越1492番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年5月2日

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 SUPER CENTER PLANT-4 聖籠店
 所在地 北蒲原郡聖籠町大字蓮野708番地
 設置者 株式会社PLANTほか1者
- 2 届出の概要及び公告日
 概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の収容台数の変更及びその他の変更）に関する届出
 公告日 平成28年12月16日
- 3 意見の概要
 - (1) 聖籠町からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成29年5月2日から平成29年6月2日まで

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟東港臨海用地造成事業会計所有土地の処分について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年5月2日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

番号	物件名	所在地	種別	実測面積	坪数
1	太郎代駅跡地 (長潟)	新潟市北区太郎代 字長潟958-1	雑種地	6,224.13	約1886坪

(2) 物件の仕様等

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県暴力団排除条例第6条に該当しない者であること。
- (3) 当該売払物件に係る入札の入札参加申込書及び確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係

電話番号 025-280-5100

Eメール ngt170010@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 開札日時及び場所

(1) 入札・開札日時

平成29年7月7日(金)午後1時30分

(2) 開札場所

新潟県入札室

5 その他

(1) 入札保証金

入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を平成29年5月19日(金)17時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札参加申込書提出後、地元へ説明を行い、同意を得た旨を記載した確認書を平成29年6月30日(金)までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、詳細については、上記3へ問い合わせること。

入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

期限までに申込みをしなかった場合や確認書を提出しなかった場合は、入札には参加できない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪ドーザ（14 t 級、反転エッジ付）の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年5月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

除雪ドーザ（14 t 級、反転エッジ付） 3 台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年10月31日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

(5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成29年5月12日（金） 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所
平成29年5月15日(月) 午前10時
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成29年5月8日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成29年5月9日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

- (10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Snow plow with reversible edge (Wheel type: 14-ton class) [3] units

- (2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. May 9, 2017

- (3) Date of bid opening:

10:00A.M. May 15, 2017

- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

新潟県立病院未収金回収業務に係る公募型プロポーザル提案者の募集について（公告）

新潟県立病院未収金回収業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

平成29年5月2日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院未収金回収業務

(2) 対象病院

対象病院は、下記に掲げる新潟県立病院である。

病 院 名	許可病床数	所 在 地
新潟県立柿崎病院	55	上越市柿崎区柿崎6412-1
新潟県立津川病院	67	東蒲原郡阿賀町津川200
新潟県立妙高病院	60	妙高市大字田口147-1
新潟県立リウマチセンター	100	新発田市本町1-2-8
新潟県立坂町病院	149	村上市下鍛冶屋589
旧新潟県立六日町病院		新潟県立十日町病院にて債権管理
新潟県立加茂病院	180	加茂市青海町1-9-1
新潟県立十日町病院	275	十日町市高山32-9
旧新潟県立小出病院		新潟県立十日町病院にて債権管理
新潟県立中央病院	530	上越市新南町205
新潟県立吉田病院	199	燕市吉田大保町32-14
新潟県立がんセンター新潟病院	450	新潟市中央区川岸町2-15-3
新潟県立新発田病院	478	新発田市本町1-2-8
新潟県立精神医療センター	400	長岡市寿2-4-1

(3) 委託期間

契約締結日は平成29年7月（予定）とし、業務委託期間は契約の日から平成30年3月31日までとする。契約期間満了後は、特定者と随意契約により1年間ごとの更新を可能とするが（平成33年3月31日まで）、契約を更新しない場合は、契約期間満了の2ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

また、次年度の予算措置ができない場合は、上記手続きを経ることなく契約更新は行わないこととする。

(4) 委託業務の内容

委託する業務は、上記(2)の病院における診療費（患者負担分）等に係る未収金債権の管理及び回収業務である。詳細は新潟県立病院未収金回収業務委託プロポーザル実施要領及び業務委託仕様書に定める。

2 参加表明・提案者に求める資格

以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に該当しないこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

- ア 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人
 イ 司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条に規定する司法書士で同法第3条第2項に規定する司法書士、又は同法第26条に規定する司法書士法人で同法第29条第2項に規定する司法書士法人

(3) 次の条件をすべて満たすこと

ア 平成29年4月1日現在、1年間で500床以上の病院を含む10施設以上の医療機関での未収金回収業務受託実績があること。

イ アについて平成26年度から平成28年度まで継続して受託していること。(長期継続契約、単年度契約を問わない)

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 企画提案書提出日までに、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。

(6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 手続等

(1) 問い合わせ窓口

新潟県病院局総務課財務係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5555

FAX 025-285-3843

電子メール ngt400010@pref.niigata.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

ア 交付期間

平成29年5月2日(火)から平成29年5月18日(木)

イ 交付場所

上記(1)または新潟県ホームページ

(3) 参加表明書、質問表、提案者(会社)概要及び暴力団等の排除に関する誓約書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

平成29年5月19日(金)17時15分まで

イ 提出場所

新潟県病院局総務課財務係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号 025-280-5555

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。

(4) 質問書の回答方法

ア 回答予定日

平成29年6月2日(金)

イ 回答方法

質問に対する回答は、FAXまたは電子メールにより行う。

(5) 企画提案提出書、企画提案書、資格証明書、決算状況書類及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

平成29年6月19日(月)17時15分まで

イ 提出場所

新潟県病院局総務課財務係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。

4 審査、失格及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院未収金回収業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)が、提出された提案書及びプレゼンテーション等の内容から総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を委員会において特定する。なお、審査の過程で、企画提案書等の内容につき県から質問することがある。

(2) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ① 参加表明書提出後、参加資格要件を満たさないことが判明した者
- ② 提出書類に虚偽を記載して提出した者
- ③ 提案書の提出期限に遅れた者
- ④ プレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ⑤ 本件プロポーザルを公告した日から委員会において審査が終了するまでの間に、委員会の委員長及び委員並びに事務局職員に対して、直接的又は間接的に本選定に関して援助を求めた者又は不正な接触を行った者
- ⑥ 本件プロポーザルを公告した日から委員会において審査が終了するまでの間に、法人、その代表者及び従業員が社会的信用を損なう行為を行い、提案者として相応しくないと委員会が認めた者

イ 次のいずれかに該当する者は失格とすることがある。

- ① 実施要領に適合しない書類を提出した者
- ② 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

(3) 結果の通知

委員会の審査結果は、各提案者に文書をもって通知する。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加に必要な経費は、参加者負担とする。
- (3) プレゼンテーション実施会場への旅費等の諸経費は参加者負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された書類等の差し替え、変更及び追加については認めない。
- (6) 参加表明書・企画提案書の他に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (7) 提出された書類等(上記(6)の書類を含む。)は、選定評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 選定後、参加者(契約の相手方となった者以外)の業者名等は公表しないこととする。
- (9) 契約の締結等その他詳細については、実施要領に定める。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年5月2日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 購入等件名及び数量
新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物処理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年3月24日
- 6 落札者の氏名及び住所
新潟メスキュード株式会社
新潟市西区寺尾東1丁目19番19号
- 7 落札価格
44,971,416円
- 8 入札公告日
平成29年2月10日

- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年5月2日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 調達物品及び数量
生体情報モニタリングシステム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年2月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
95,580,000円
- 8 入札公告日
平成29年2月10日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年5月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
小千谷市	(略)	(略)	小千谷市	<u>小千谷総合病院</u>	<u>小千谷市本町一丁目13-33</u>
(略)			(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成29年5月2日

新潟県監査委員 栗 山 和 廣

新潟県監査委員 高 橋 猛

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市江南区稲葉1丁目5番12号 吉村 美二
新潟市江南区 (略)

2 請求の要旨

(1) 新潟県政務活動費の交付に関する規程(平成13年新潟県議会規程第1号。以下「規程」という。)別表第2によると、広聴広報費は「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」となっているのに、佐藤純県政通信vol.23の表紙にはデカデカと佐藤純県政通信としているが、写真を見てもマイクに向かっているが内容がさっぱりわからないから県政通信となっていない。特に、2ページにある自民党県連大会は関係ない。建設公安委員会視察は該当する。また、3ページには12か所の写真と簡単な文章があるが、後援会の活動が主で県政通信といえない。

1ページから4ページには写真が20か所あるが、広聴広報活動に該当すると思われるものはたったの4か所しかないから約2割である。また、4ページには「COLUMN JUN!」があるが県政通信ではない。したがって、佐藤純県政通信vol.23は後援会や個人主体であるから、誰がみても県政通信とはいえない。

なお、3ページには「他にもまだまだあります」と記載しているが、県政通信のパフレットでありながら県政関係がこれしかない。ほかにあるのは後援会関係だけである。

(2) 政務活動費を使って有権者に配布したが県政通信とはいえないので、448,897円の返還を求めるが、あえて写真の約2割が県政通信とするなら、 $448,897 - 448,897 \times 0.2 = 359,118$ 円の返還を求めることを、知事に対して勧告することを求める。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成29年2月22日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成29年4月6日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出及び本件請求に係る補足説明が行われたが、請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。

第3 監査委員の除斥

本件監査は、法第199条の2の規定により、議員のうちから選任された監査委員を除斥して行った。

第4 監査の実施

1 監査の対象

平成27年度に佐藤純議員に交付された政務活動費(広聴広報費)が、違法又は不当な公金支出に当たるかどうかを監査の対象とした。なお、平成27年度の政務活動費が充当された佐藤純議員の広報誌は、佐藤純県政通信vol.22及びvol.23の2誌(以下「本件広報誌」という。)である。

本件監査を行うに当たっては、新潟県政務活動費の交付に関する条例(平成13年新潟県条例第33号。以下「条例」という。)、規程及び新潟県議会が定める「政務活動費の手引」並びに請求人の主張等を踏まえて実施することとした。

2 監査対象機関

議会事務局総務課(以下「議会事務局」という。)

第5 監査委員の交替

平成29年3月31日監査委員野上信子の退任により、同年4月1日新たに栗山和廣が選任されたので、監査委員事務引継を行った。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 政務活動費の概要

① 交付対象及び交付額

ア 交付対象 (条例第 1 条、第 2 条)

政務活動費は、県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派 (所属議員が 1 人の場合を含む。) 及び議員に対し交付される。

イ 交付額 (条例第 3 条、第 4 条)

- (ア) 会派 (所属議員 1 人当たり) 月額 66,000円
- (イ) 議員 月額 264,000円

② 交付事務手続の流れ

ア 会派の届出 (条例第 5 条)

(ア) 会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者は議長に会派結成届を提出しなければならない。

(イ) 会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届を提出しなければならない。

イ 知事への通知 (条例第 6 条)

(ア) 議長は、政務活動費の交付を受ける会派及び議員について、毎年度 4 月 5 日までに知事に通知しなければならない。

(イ) 議長は、年度の中途において会派又は議員に異動が生じたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

ウ 交付決定 (条例第 7 条)

知事は、議長から条例第 6 条による通知を受けたときは、政務活動費の交付決定 (変更交付決定) を行い、会派及び議員に通知しなければならない。

エ 請求及び交付 (条例第 8 条)

(ア) 会派の代表者及び議員は、毎月 15 日までに当該月分の政務活動費を知事に請求する。

(イ) 知事は、請求があったときは速やかに政務活動費を交付する。

オ 収支報告書の提出 (条例第 10 条、規程第 5 条)

(ア) 会派の代表者及び議員は、政務活動費の収支報告書を年度終了日の翌日から起算して 60 日以内に議長に提出しなければならない。収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(イ) 会派が消滅した場合及び議員が任期満了等により議員でなくなった場合は、その日の翌日から起算して 60 日以内に提出しなければならない。

(ウ) 議長は、提出された収支報告書の写しを知事に送付する。

カ 議長の調査 (条例第 11 条)

議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う。

キ 残余金の返還 (条例第 12 条)

会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出 (使途基準に従って行った支出をいう。) の総額を控除して残余がある場合は、返還しなければならない。

ク 収支報告書の閲覧 (条例第 13 条、規程第 7 条)

収支報告書は、提出期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日から、文書保管室内の閲覧コーナーで閲覧することができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

① 政務活動費の使途基準

ア 政務活動費の使途 (条例第 9 条)

会派及び議員は、政務活動費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

イ 使途基準 (規程第 4 条)

(ア) 会派分 (規程別表第 1)

項 目	内 容
-----	-----

調 査 研 究 費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、宿泊費等)
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	会派における各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等)
資 料 作 成 費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資 料 購 入 費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広 聴 広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品費、備品費、通信費等)
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 () 内は例示

(イ) 議員分(規程別表第2)

項 目	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
要 請 陳 情 等 活 動 費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、宿泊費等)
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等)
資 料 作 成 費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資 料 購 入 費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広 聴 広 報 費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事 務 費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品費、備品費、通信費等)
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 ()内は例示

② 政務活動費の手引

ア 作成の経緯

新潟県議会では、平成19年2月議会における条例の改正により政務調査費の収支報告書に領収書の添付が義務付けられたことを機に、より一層の適正執行を期すため、全国都道府県議会議長会の「政務調査費の使途の基本的な考え方について」(平成13年8月20日)を基本として、適正執行に当たっての使途基準の具体的内容や運用の指針等を取りまとめた「政務調査費の手引」を作成し、平成19年度分から政務活動費を支出するに当たっての参考・拠り所としている。

イ 作成年月

平成19年10月(平成22年6月、平成25年3月、平成27年4月一部改訂)

なお、平成25年3月に「政務調査費の手引」から「政務活動費の手引」(以下「手引」という。)に名称を変更した。

ウ 手引の主な記載内容

(ア) 政務活動費制度の概要

- a 交付対象と交付額
- b 交付上の諸手続
- c 交付上の諸手続フロー図

(イ) 政務活動費の使途基準

- a 使途基準(規程別表に定める使途基準)
- b 使途基準の具体的内容(例示)及び支出費用

(ウ) 使途基準の運用指針

- a 実費支出の原則
- b 按分による支出
- c 政務活動費から支出できない経費
- d 支出項目ごとの考え方

(エ) 政務活動費の収支報告

- a 収支報告書の作成
- b 収支報告書の提出
- c 証拠書類の整理保管
- d 収支報告書の閲覧

(オ) 資料集

- a 条例等関係例規
- b 各種様式及び記載例

③ 広聴広報費の使途基準等

政務活動費のうち広聴広報費の使途基準等は次のとおりである。

ア 規程別表に定める使途基準

前記①のイ(ア)及び(イ)の該当項目の欄のとおり

イ 使途基準以外の手引の記載

(ア) 使途基準の具体的内容(例示)及び支出項目

a 会派分

項 目	具体的内容(例示)	支出費目
広 聴 広 報 費	◇広報紙等の作成、配付に係る経費 ◇政策をPRするパンフレット等の作成、配付に係る経費 ◇ホームページの開設、維持に係る経費 ◇議会活動、県政に係る政策等の街頭広報活動に係る経費 ◇アンケート調査等の県民、地域住民等からの意見聴取に係る経費	・印刷製本費 ・送料(切手代、折り込み料) ・ホームページの作成、更新委託料 ・交通費(鉄道賃、船賃、車賃(バス代、タクシー代、ガソリン代)など) ・有料道路料金、駐車料金 ・自動車リース、レンタル料

b 議員分

項 目	具体的内容 (例示)	支出費目
広 聴 広 報 費	◇県政報告等広報紙の作成、配付に係る経費 ◇政策をPRするパンフレット等の作成、配付に係る経費 ◇ホームページの開設、維持に係る経費 ◇議会活動、県政に係る政策等の街頭広報活動に係る経費 ◇アンケート調査等の県民、地域住民等からの意見聴取に係る経費	・印刷製本費 ・送料 (切手代、折り込み料) ・ホームページの作成、更新委託料 ・交通費 (鉄道賃、船賃、車賃 (バス代、タクシー代、ガソリン代) など) ・有料道路料金、駐車料金 ・自動車リース、レンタル料

(イ) 広聴広報費に関係する使途基準の運用指針 (関係部分の抜粋)

<p>(2) 按分による支出</p> <p>ア 会派及び議員の活動は議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動など多彩であり、一つの活動が渾然一体となっていることが多く、調査研究その他の活動を明確に区分することは困難です。</p> <p>イ このため、政務活動費は、特に、「事務所費」「事務費」「人件費」等の全額に支出することは不相当であり、各活動の実績に応じ按分した額を支出することとなります。</p> <p>ウ 適用する按分割合は、会派又は議員個々の活動実績により異なるため、一律にその割合を示すことは適当でないことから、会派又は議員の責任において、それぞれの活動実態に応じ、合理的に説明できる割合を決めることとなります。</p> <p>(3) 政務活動費から支出できない経費</p> <p>政務活動費は、調査研究その他の活動に要する経費に支出するもので、それ以外の活動に要する経費を支出することはできません。</p> <p>政務活動費から支出できない経費の具体例は下記のとおりです。</p> <p>ウ 後援会活動経費への支出</p> <p>① 後援会活動費用</p> <p>② 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送費用</p> <p>③ 後援会主催の報告会等の開催経費</p> <p>④ 後援会主催の県政報告会開催経費 など</p> <p>(4) 支出項目ごとの考え方</p> <p>オ 広聴広報費</p> <p>広報紙及びホームページ等の内容に後援会活動の内容が含まれている場合は、占有割合等により按分した額を充当する。</p> <p>(証拠書類)</p> <p>当該経費の領収書</p>
--

(3) 議会事務局における広聴広報費の審査

議会事務局は、会派の代表者及び議員から議長に提出された収支報告書及び領収書等の添付書類について審査を行い、広聴広報費の使途基準及び手引の記載に合致した支出であるかを確認している。

なお、広聴広報費を支出して作成された成果物については、条例、規程及び手引のいずれにも提出義務を定める規定はなく、提出を求めている。

報告内容の確認は、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ行っているが、必要に応じて広聴広報費として支出された経費が使途基準及び手引の記載に合致したものであることを直接議員との面談により確認している。

(4) 佐藤純議員に係る平成27年度広聴広報費

① 政務活動費支出に係る諸手続の経過

年 月 日	事 項
平成 27 年 4 月 1 日	議長が政務活動費の交付を受ける議員 (佐藤純議員を含む 49 議員) について知事へ通知 (条例第 6 条)

	知事が政務活動費の交付について交付決定を行い、議員（佐藤純議員を含む49議員）に通知（条例第7条）
4月15日	知事が佐藤純議員からの請求に基づき平成27年4月分の政務活動費を交付（条例第8条）
4月28日	議員の改選に伴い、議長が改選後に政務活動費の交付を受ける議員（佐藤純議員を含む53議員）について知事へ通知（条例第6条）
5月1日	知事が政務活動費の交付について交付決定を行い、議員（佐藤純議員を含む53議員）に通知（条例第7条）
平成27年5月～ 平成28年3月	知事が佐藤純議員からの毎月の請求に基づき政務活動費を交付（条例第8条）
平成28年5月30日	佐藤純議員が議長に平成27年度交付分に係る政務活動費収支報告書を提出（条例第10条）
8月23日	佐藤純議員が平成27年度に交付を受けた政務活動費のうち残余額826,528円を知事に返還（条例第12条）

② 政務活動費収支報告書等（広聴広報費関係分の内容）

ア 平成27年度政務活動費収支報告書

(7) 支出額 448,897円

(4) 内 容 広報誌作成料（新聞折り込み料含む。）

イ 領収書等の添付書類

様式 記載事項	整理番号	1
	使 途 項 目	広聴広報費
	使 途 及 び 内 容	広報誌（県政通信）作成料 （新聞折り込み料含む）
	充 当 額	208,000円 (416,000×1/2=208,000円)
領 収 書	按 分 割 合	1/2
	日 付	平成27年6月22日
	宛 名	佐藤純後援会
	金 額	416,000円
	但 し 書	県政通信、折込代金

様式 記載事項	整理番号	2
	使 途 項 目	広聴広報費
	使 途 及 び 内 容	広報誌（県政通信）折込代金差額分
	充 当 額	12,023円 (24,047×1/2=12,023.5円)
領 収 書	按 分 割 合	1/2
	日 付	平成27年6月29日
	宛 名	佐藤純後援会
	金 額	24,047円
	但 し 書	折込代金差額分として

様式 記載事項	整理番号	3
	使 途 項 目	広聴広報費
	使 途 及 び 内 容	広報誌（県政通信）作成料 （新聞折り込み料含む）
	充 当 額	216,000円 (432,000×1/2=216,000円)

	按 分 割 合	1 / 2
領 収 書	日	付 平成 28 年 1 月 20 日
	宛	名 佐藤純後援会
	金	額 432,000 円
	但	し 書 県政通信印刷代、折込代

様 式 記 載 事 項	整 理 番 号	4
	使 途 項 目	広聴広報費
	使 途 及 び 内 容	広報誌（県政通信）折込代金差額分
	充 当 額	12,874 円 (25,748 × 1 / 2 = 12,874円)
	按 分 割 合	1 / 2
領 収 書	日	付 平成 28 年 3 月 15 日
	宛	名 佐藤純後援会
	金	額 25,748 円
	但	し 書 折込代金として

③ 広聴広報費支出に係る審査

議会事務局は、平成28年5月30日に佐藤純議員から議長に提出された平成27年度交付分に係る政務活動費収支報告書及び領収書等の添付書類について、平成28年5月30日から7月29日までの期間に以下のとおり審査を行い、適正と認めた。

ア 政務活動費収支報告書及び領収書等の添付書類から、報告された支出が県政報告の広報誌の作成等に係る経費であって、広聴広報費の使途基準及び手引の記載に合致した支出であることを確認した。

なお、前記(3)のとおり、成果物については提出義務を定める規定がなく、確認は行っていない。

イ 前記(2)の③イ(イ)のとおり使途基準の運用指針では、議員の活動自体は一般的に議会活動と政党活動、選挙活動、後援会活動とが渾然一体となっていることから、明確な区分が困難なものに係る政務活動費の支出については按分によることとされている。このため、佐藤純議員から提出された領収書等の添付書類で按分割合を2分の1と設定していることを確認し、後援会活動と県政報告を合わせた広報誌であるものと認めた。

ウ 本件領収書の宛名は佐藤純後援会とされていたが、広報誌に議会活動及び県政に関する政策等の記載を含む場合には、後援会活動以外の要素も含まれるので、その部分については政務活動費の充当が可能とされており（同旨の平成25年9月27日東京高等裁判所判決がある。）、本件領収書においては、但し書が「県政通信印刷代、折込代」などとされていたことから、後援会活動の内容だけでなく県政報告の内容も含まれているものと認めた。

エ 佐藤純議員が按分割合を2分の1と設定したことについては、県政通信の内容を踏まえて設定した旨を議員本人に口頭で確認し、議員の責任において、手引の規定に則り、活動実態に応じ、合理的に説明できる按分割合を設定したものと認めた。

オ 東京都品川区公文書非開示処分取消等請求事件において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とする平成21年12月17日最高裁判所判決もあることから、制度上、個別の按分割合の適正さについて審査判断することまでは予定されていないと考えている。

2 判断

政務活動費については、法第100条第14項の規定に基づき、条例の定めるところにより交付することができることとされており、本県では条例第9条第2項の規定により、議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならないとしている。新潟県議会においては、規程第4条及び別表で使途基準を定め、更にその運用指針として手引を作成している。

監査委員は、これらを踏まえ、前記1で確認した事実関係に基づき、請求人の主張について判断する。

請求人は、前記第1の2のとおり、佐藤純議員の広報誌は内容が県政通信となっておらず広聴広報費として支出できないことなどを主張している。

しかし、前記1の(4)のとおり、議会事務局は、本件支出が使途基準及び手引に合致したものであることを確認するとともに、佐藤純議員が本件広報誌の内容を踏まえ按分割合を2分の1と設定した旨を議員本人に確認している。前記の最高裁判所判決が、原則として、議員の政務活動の具体的な内容等に対し、執行機関による立ち入った使途制限適合性の審査を予定していないと解される旨判示していることを考え合わせると、本件支出に係る議会事務局の審査について、不適切な点はなかったものと認められる。

以上により、本件広報誌に係る請求人の主張には理由がないものと判断する。

第7 監査委員からの要望

政務活動費は、議員の政務活動に資するために交付されるものであり、議員の自主性、自律性が尊重されるものであるが、一方で公金の支出であり、その使途について社会的関心が高まっていることから、県民に対する一層の説明責任が求められている。県議会においては、広聴広報費を含む政務活動費について透明性を更に高めていくよう努められたい。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第52号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成29年5月2日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成29年6月9日（金）から平成29年6月16日（金）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成29年5月15日(月)から平成29年5月16日(火)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(4) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(5) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(6) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(7) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成29年5月29日(月)から平成29年5月30日(火)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)